

《論  
説》

国家免除における放棄の問題  
——イギリスの場合——

一 はじめに

二 判決

- 1 マイアル対ショホールのサルタン事件
- 2 ダフ開発有限責任会社対ケランタン政府その他事件
- 3 カーハン対パキスタン連邦事件
- 4 ジョホールのサルタン対アズバカール事件
- 5 パックス有限責任会社対小麦国有事業事件
- 6 インド高等弁務官ら対ゴッシュ事件

三 おわりに

1 判決のまとめ

松

田

幹

夫

## 一 はじめに

免除放棄について、一九九〇年、ブラウンリー（イギリス）は、その概説書の中で、次のように述べた。

放棄の問題は、もちろん、免除の範囲についての争訟（controversy）も関係する。……イングランドの裁判所は……裁判所の面前における真正で明白な付託（genuine and unequivocal submission in the face of the court）を要求した。すなわち、仲裁判決が与えられ、外国がそれを取り消すよう申請したときださえ、放棄は、裁判権に付託する事前の契約または契約上の仲裁条項のみならぬとしても、成立しなかった。一九七八年国家免除法のもとでは、裁判権に付託する事前の書面合意（prior written agreement）があるとき、および、仲裁裁判に付託する書面合意があるとき、免除は、否定される<sup>(1)</sup>。

右の文章は、免除放棄が種々の論点をはらむ容易なむれいの問題であることを予感させる。ブラウンリーによれば、放棄の問題は、単独では成立せず、免除の範囲とからみ合う。また、イングランドの判決は、「裁判権に付託する事前の契約」があつても、放棄を認めなかつた。しかし、国家免除法は、「裁判権に付託する事前の書面合意」があれば、放棄を認める。放棄に関する判決は、豊富か否か。判決と法律は、食い違うのか否か。そこで、放棄をめぐる判決をトレースする上によつて種々の論点に接触し、イギリスにおける免除放棄の動向に迫る——これ

が、本稿の目的で述べる。

(1) I.Brownlie *Principles of Public International Law* (1990) 340; 島田征夫の訳『アーヴィングー国際法学』(平成元年) 一九六一―九七八―二〇〇〇。

## 一一 判 決

### 一 マイアル対ジョホールのサルタハ (*Mighell v Sultan of Johore*) 事件

この分野での最初の事件これがのが、本件である<sup>(1)</sup>。

#### (1) 事 実

一八八五年八月、原告は、「ベイカー氏 (Mr.Baker)」としての被告に紹介された。同年、被告は、原告に婚姻を約束した。九月<sup>(2)</sup>ころ、彼は、アルバート・ベイカーの名で家具付き家屋を入手し、その名で近隣に知られた。一〇月、原告は、被告がジョホールのサルタンであることを偶然に知った。原告は、婚姻の約束を破られたとして、損害賠償を請求した。

被告の地位について裁判所から確認を求められた植民地省 (Colonial Office) は、次のような書簡で通知した。すなわち、ジョホールは、マレー半島における独立国家および領域である。被告は、同地の現在の主権的支配者

(present sovereign ruler) である。サルタンと女王陛下の関係は、同盟関係であって、宗主・従属の関係ではなく、一八八五年一一月一一日締結の条約によつて規律される。サルタンは、海軍および陸軍を募集・維持し、郵便制度を組織し、正規に構成された裁判所を通じて裁判を実施するなどしている。一般的にいえば、主権的支配者の通例の属性を問題なく発揮している。

そこで、被告側は、次のように主張した。植民地省の書簡は、ジョホールのサルタンが独立の主権的支配者であることを決定的に確立する。それゆえ、国際法の周知の原則によれば、彼がこの国の裁判所で訴えられないことは、明白である。被告は、原告の宣誓供述書 (affidavit) に答弁しなかつた。なぜなら、彼は、本裁判所の裁判権に反対するからである。

これに対し、原告側は、次のように主張した。①植民地省の書簡は、ジョホールのサルタンが独立の支配的主権者 (independent ruling sovereign) であることを示すのに決定的ではない。それは、書簡が引用する条約とともに、読まれなければならない。同条約五条によれば、ジョホールは、被保護国 (protected state) に過ぎない。なぜなら、海峡植民地総督 (Governor of the Straits Settlements) が外国の敵対攻撃からサルタン領域を保護することとを約束するからである。また、その目的のために、女王陛下の土官が、ジョホール国家水域に常時出入する。六条によれば、サルタンは、いずれかの国と条約を交渉し、または、なんらかの約束を締結してはならない。彼は、支配的主権者のもつとも本質的な属性である外交能力 (jus legationis) を奪われている。

②被告が独立の統治的主権者 (independent reigning sovereign) であると仮定しても、彼は、この国に入国し、私的個人 (private individual) ハコト契約を結ぶことによって、自分の免除および特権を放棄した。彼が変名で (incognito) ハの国に入国するといふを選び、私人 (private person) の性格を帯びるならば、彼は、われわれの裁判

所の裁判権に応じなければならぬ。<sup>(3)</sup>

## （2）判決

記録長官イーン・チャーチ（Lord Esher M.R.）控訴院裁判官ローペン・およびケイ（Lopes, Kay L.JJ.）によって構成される控訴院（Court of Appeal）は、一八九三年一月、上訴棄却の判決を下した。

イーン・チャーチ卿は、次のように述べた。

われわれは、そのとき、裁判権に付託する外国主権者の問題を処理すべきではなかつた。すなわち、すべての人は、外國主権者がそれをなし得ることを知つており、理解している。しかし、問題はどんな手段であるかであり、彼が裁判権に付託するか否かを選択するといわれるのは、いつであるかである。明らかに、それは、なんらか事前のときではなく、裁判所が彼に対する裁判権をまさに行使しようとするか、行使することを要求されつゝあるとき（When the Court is about or is being asked to exercise jurisdiction over him）であると考えられる。そのときまで彼は自分が主権者である事實を完全に隠し、私の個人として行動したが、彼が裁判権に付託するか否かを選択であるのは、裁判所が彼に対する裁判権を行使することを要求されるときだけである。彼が独立の主権者であつて裁判権に付託しないことが示されるならば、裁判所は、彼に裁判権をもたない。」のとから、その日付より前（4）  
彼の行為に対する裁判所の調査は、あり得ないということになる。

また、ローピッシュ裁判官は、「被告の地位が充分に確立されていなかつた」といふことが、原告のために主張された。しかし、それは確立され、被告が独立の主権者であるという意見を明白に私はもつ。そのような主権者がわれわれの裁判所の裁判権からの免除を受ける資格があるということには、問題はない」と述べて、以下のように続け

た。

外国の主権者がかの国の裁判所の裁判権に付託であるいとは、疑いない。そして、この特殊な事件で彼は付託したと主張された。なぜなら、彼は、仮名 (*assumed name*) を用い、私的個人として行動したからである。われわれは、そのことから、裁判権への付託の事実を推論するよう求められる。私は、そのような推論が引き出されないという意見をもつ。私の判断では、主権者が裁判権に付託し得る唯一の方法は、たとえば、令状に対する応訴 (*appearance to a writ*) のように、裁判所の面前における付託 (*submission in the face of the court*) による。彼が仮名を用いることによって彼の権利を放棄することを意図したとは推論されない。

### (3) 意義

免除の訴えは、控訴院の三名の裁判官によつて支持された。事実はサルタンが裁判権に付託することを意図したという推定を保証するには充分でないと、彼らは、みた。他の主権者の領域で変名で生活する主権者は、緊急の法的問題を構成しないわけである。<sup>(6)</sup>

サルタンは主権者ではなく、主権者であるとしても、私的個人として契約を結んだのは免除を放棄したものとする原告側の主張は、しりぞけられた。外国の主権者または国家元首の免除は、彼の公式行為のみならず、私的資格でなされる行為にも及んだ。<sup>(7)</sup> いいかえると、私的資格でなされる行為についても、免除放棄は、認められなかつた。

免除放棄は、自分に対し開始された手続そのものを審理し決定する裁判所の裁判権に外国主権者が明示的に付託する (*expressly submits to the jurisdiction*) 場合に発生する。なぜなら、イーシャー卿は、外国主権者の裁判権

この付託は「なんらか事前のときではなく、裁判所が彼に対する裁判権をまさに行使しようとするか、行使する」とを要求されつゝあると/or<sup>(8)</sup>になされなければならぬ」と述べたからである。

2 ダフ開発有限責任会社対ケラントン政府その他 (Duff Development Company LTD v Government of Kelantan and Another) 事件

放棄問題についての権威として、前記ジョホールのサルタン事件の次に引用される判決が、これである。<sup>(9)</sup>

(1) 事 実

ダフ開発会社とイギリス保護下のマレー半島にある先住民国家のケランタン政府との間で、一九一二年七月一日付けの協定に関して、紛争が、発生した。同協定により、同政府は、鉱業・木材伐採・道路敷設に関する若干の権利および他の権利を同社に認めていた。一八八九年仲裁裁判法 (Arbitration Act, 1889) を組み込んだ同協定の仲裁裁判条項に従い、紛争は、ロンドンでの仲裁裁判に付託された。同社に有利な仲裁裁判決は、損害賠償に関する調査を命じ、費用の支払いを同政府に要求した。

そこで、ケランタン政府は、法律上の誤りを根拠に、仲裁裁判決を取り消すことを高等法院大法官部 (Chancery Division of the High Court of Justice) に申し立てたが、失敗した。これに対し、会社の申請に基づき、判決履行命令が出されたが、その後、すべての手続が、ケランタンのサルタンは独立の主権的支配者 (independent sovereign ruler) であり、ケランタン国家は独立主権国家であるという理由で、停止した。裁判所は、ケランタン政

府の地位について、植民地担当国務相 (Secretary of State for the Colonies) に質問した。彼からの書簡によれば、「ケランタンは、マレー半島における独立国である」「サルタン殿トは、現在の主権的支配者である」「国王陛下は、ケランタンに対する主権または管轄権のいかなる権利も行使または請求しない」。

上訴人側は、次のように主張した。(1)ある国家が主権独立国家であるか否かを決定するのは、裁判所にとって、法の問題であり、政府部局の問題ではない。したがって、前記の書簡は、決定的ではない。(2)書簡は、あいまいであり、同封の文書とともに読まると、ケランタン国家が独立していないことを示す。(3)ケランタンのサルタンが独立主権者 (independent sovereign) であると仮定しても、(a)協定に含まれる仲裁裁判に付託したことにより、(b)仲裁裁判官の任命に同意したことにより、および、(c)仲裁裁判を取り消すよう一八八九年仲裁裁判法のもとで裁判所に申し立てたことにより、彼は、その免除を放棄し、裁判権に付託していた。<sup>(10)</sup>

## (2) 判 決

一九二四年四月一〇日、上院は、上訴棄却の判決を言い渡した。

すなわち、①裁判所は、外国の地位については、裁判所に顯著なものと認めなければならない。そして、その問題になんらか不確実性があるならば、裁判所は、国務相から情報を求めるべきである。②国務相からの書簡は、ケランタンが独立した外国であるか否かの問題については決定的であり、裁判所は、国務相の結論の正否について質問できない。③仲裁裁判への付託を含む協定を締結し、仲裁裁判を取り消すことを裁判所に申し立てるもいのケランタン政府の行為は、裁判所の裁判権への付託を構成しない。

五名の裁判官のひとりケイブ子爵 (Viscount Cave) の意見は、次のようである。

主権者による付託が実効的であるためには、裁判権が援用されるときに行なわれなければならないということ、および、裁判権の問題が彼によって提起されるとき、その日付より前の彼の行為または行動に対する裁判所の調査があり得ないということは、ジョホール事件で判示された。私は、同判決の正確さを疑う理由をもたない。それゆえ、もし裁判権に付託する」とに合意した主権者が問題発生のときそれを拒否するならば、彼は、実に、彼の合意違反について、有責である。しかし、彼は、それにより、裁判所に現実の裁判権（actual jurisdiction）を与えない。

### (3) 意 義

判決は、イギリス保護下の国家も「外国」に含まれるとして、裁判権免除を認めた。しかし、国務相からの書簡は、ケランタンの独立主権性を不必要に強調している。ケランタンが主権国家であるか否かといえば、明らかに否である。その証拠に、イギリス・ケランタン間の関係を定める一九一〇年一〇月協定のもとで、ケランタンのサルタンは「連合王国政府の媒介による場合を除いて、いかなる外国とも政治的関係をもたない」ことを約束した。<sup>(12)</sup>

いずれにせよ、ケランタン政府が仲裁判決の取り消しを大法官部に申し立てたことにより、それがイングランドの裁判所の裁判権への一般的付託（general submission）にひとしかどうかが争われたが、そのような付託は事实上発生しなかつたということで、決着をみた。つまり、イングランド法によれば、外国の国家または政府がイングランドの裁判所に紛争を付託することを私的契約において合意したという事実は、現実の付託（actual submission）にひとしくなく、イングランドの裁判所に裁判権を与えない。<sup>(13)</sup>

### 3 カーハン対パキスタン連邦 (Kahan v Pakistan Federation) 事件

裁判所の面前における付託 (*submission in facie curiae*) のみが有効な免除放棄を構成するという前提に依拠するといえる判決が、これである。<sup>(14)</sup>

#### (1) 事 実

原告カーハンは、多数のシャーマン・タンクを売却する契約をパキスタン政府との間で結んだ。契約違反があったとして、彼は、損害賠償の訴えを起こした。契約書一九条は、「本合意の解釈および効力は、イングランド法によつて解釈および規律され、手続のため、本合意は、イングランドで締結され、同地で履行されたとみなされる。政府は、本合意のため、イングランドの裁判所の裁判権に付託する」と合意する……」と読める。本合意は、パキスタン政府の命令および指示に従つてそらすると称するパキスタン高等弁務官によって署名された。

非公開での上訴にせんし、スレイド裁判官 (Slade J.) がコモンウェルス関係担当国務相 (Secretary of State for Commonwealth Relations) に助言を求めるべく、一九五一年四月三日の次のような回答を得た。

パキスタン独立<sup>(15)</sup> リオハニは、一九四七年インド独立法 (Indian Independence Act, 1947) 一条によつて設立された。パキスタンは、ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズの自治国、すなわち、国内および国外問題の両方で王冠に対する共通の忠誠を通じて連合王国に結びつけられるが、他の点ではそれから独立している主権国家 (Sovereign) である。それゆえ、国務相の見解では、パキスタンは、独立主権国家である。

スレイド裁判官は、上訴を棄却した。原告は、上訴した。特別の考慮がブリティッシュ・コモンウェルスのメン

バーの場合に適用されるが、パキスタンは外国の主権国家として扱われる「おも」どが、代理人（counsel）の間で合意された。

独立主権国家が商業取引に関して裁判権から免除されるという国際法の一般に受け入れられた原則は存在しないということが、なんんずく、原告側のために主張された。免除ドクトリンは、主権国家の威儀・平等・独立への讓歩であり、比較的新しく発展してきた国家貿易に拡大されるべきではない。<sup>(15)</sup> 商業契約に関して他国の裁判所に訴えられる場合、主権国家の威儀・平等・独立へのチャレンジは、ないものである。

## （2）判決

一九五一年七月二十四日、イングランド控訴院は、上訴棄却の判決を言い渡した。すなわち、パキスタンが外国の主権国家と同じ地位にあるとすると、同国は訴えからの免除を申し立て、契約書一九条におけるその約束から手を引く資格がある。裁判所の面前においてなされる裁判権への現実の付託に至らない（short of actual submission to the jurisdiction made in the face of the court）などいとも、裁判権を確立するには充分でないであろう。<sup>(16)</sup>

二名の裁判官のひとりジョンキンズ裁判官（Jenkins L.J.）によれば、「この国の裁判所の裁判権に付託するとする外国の主権者による単なる合意は、外国の主権者がそれから手を引く」とを選択するならば、全面的に実効的でないということは、この裁判所を拘束する権威によって問題なく確立されると、私は、考える。裁判権への現実の付託、つまり、いわゆる裁判所の面前における付託に至らないなどいとも、充分ではないであろう。<sup>(17)</sup>

もうひとりの裁判官であるベーキット裁判官（Birkett L.J.）は、前記ジョホール事件およびケランタン事件が本件そのものに関係しており、後者がより印象的であるといを出しえざると述べた。<sup>(18)</sup>

(3) 意義

ケラントン事件判決で示された付託についての厳格な規則は、政府が明示的にイングランド法を準拠法としてイングランド裁判所の裁判権に付託することに合意する契約に署名した場合でもえ、免除を支持するために、本件で適用された。<sup>(19)</sup>

#### 4 ジョホールのサルターン対アブバカール (Sultan of Johore v Abuhalakar) 事件

外国または外国の主権者もしくは元首が裁判権から免除されるという規則は絶対的であると思われるにせよ、免除が否定されるケースが、少しあつた。その一つが、本件である。

##### (1) 事実

本件は、次のような事情の中で生じたシンガポール植民地控訴院 (Court of Appeal of the Colony of Singapore) 判決からの上訴である。

上訴人は、一八九五年、自分の父を相続して、ジョホールのサルタンとなつた。一九〇三年一一月一日付歯型捺印証書 (indenture) によつて、彼は、シンガポール在住の彼が所有する「[区画]の土地を住宅とともに妻に譲渡する」と主張した。一九二六年三月八日、彼女は無遺言で死亡し、上訴人、および、ひとり息子で第一被上訴人のアブバカールが、残された。アブバカールは、母の遺産の遺産管理状 (letters of administration) を与えられた。すなわち、無遺言相続 (intestacy) にあつし、彼は、遺産の四分の一、上訴人は、四分の一の権利を与えられた。上訴人

とアブバカールの間の一九二六年一二月二二日付歯型捺印証書は、アブバカールの長女が生存中は彼女のために、また、彼女の死後は彼女の生きている子孫のどれかのために信託を設定する上訴人にこれら二つの財産を譲渡すること述べた。一九三九年三月一日、この長女は、無遺言、未成年かつ未婚のまま、死亡した。一九四〇年一月二三日、アブバカールは、彼女の遺産の遺産管理状を与えた。モハメッド法により、少女の無遺言死で、その父アブバカールは、財産の六分の五、母ウンク・ファティマ（Ungku Fatimah）は、六分の一の権利を与えることとなつた。アブバカール、ウンク・ファティマおよび受託者として指名された三名の個人の間の一九四四年六月二八日付歯型捺印証書により、アブバカールとその妻は、前記二つの財産を含むシンガポールおよびジョホールの若干の財産および利子を受託者に割り当て、移転した。

第二次大戦中、ジョホールを含むマラヤ全土およびシンガポール植民地は、日本軍によって占領された。一九四二年五月、日本軍当局は、海峡植民地最高裁判所に代えて、「昭南高等法院」と呼ばれる高等法院（High Court）を設置した。一九四五年五月三日、上訴人は、訴訟開始召喚（originating summons）を発し、前記一九〇三年一二月一日および一九二六年一二月二二日の証書の解釈を決定することを日本の裁判所に申請した。日本が任命した昭南高等法院の一人裁判官は、六月一八日、上訴人に有利な判決を下した。

日本敗北後の一九四六年、日本の占領期間中に日本の裁判所が与えた判決等および日本の裁判所で開始された手続の続行に関する命令（Ordinance）が、出された。この命令のもとで、第一被上訴人のアブバカールは、受託者としての他の二名の被上訴人とともに、シンガポール高等法院において訴訟開始召喚を発し、自分たちは上訴人有利な一九四五年六月一八日の判決に不服であると主張した。同法院は、重要時期に上訴人は主権的支配者（sovereign ruler）であったが、日本の占領中に昭南高等法院で訴訟開始召喚を発したことにより自分の免除を放棄してい

たと判決した。上訴人は、シンガポール植民地控訴院に上訴したが、しりぞけられた。<sup>(2)</sup>

## (2) 判 決

一九五二年四月二二日、枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) は、上訴を棄却して、次のように判示した。

上訴人が外国の主権者とみなされるかどうか、みなわれるとして、自分の免除を放棄していたかどうかであるが、一九五一年一月一日、國務相は、マラヤ諸州の支配者に書簡を送り、その中で、国王陛下の政府は、国王陛下との関係に関する限り、殿下たちを独立の主権者とみなすむね断定的に主張された。上訴人が訴訟に關しその地位に付着する免除を受ける資格のある独立の主権者であると関連時期に国王陛下の政府によつて承認されたといふことに基づいて、本枢密院は、手続を進めることがである。

上訴人自身、日本の裁判所で手続を開始し、それにより、自分のために、その裁判権を援用した。原告として、彼は、彼が問題の財産の受益的所有者であると述べる判決を得た。それゆえ、もしこの判決を破棄するためには被上訴人によってとられる措置が上訴人が得た判決を破棄する裁判権をもつ裁判所への上訴の性質を帯びるならば、彼は、これら上訴手続で被上訴人とされるに異議を唱えることができないであろう。なぜなら、第一審裁判所への彼の最初の付託 (his original submission to the original Court) は、上訴裁判権を受諾するより彼を拘束するかのである。

本枢密院は、外国の独立主権者がいかなる事情においてもわれわれの裁判所で告訴されないとするなんらか絶対的な規則がイングランド（その規則とシンガポールの裁判所で適用される規則は、異ならない）で最終的に確立さ

れたとは考へない<sup>(22)</sup>。

### (3) 意義

本判決は、上訴人が「免除を受ける資格のある独立の主権者である」としながらも、免除を否定した珍しい判決である。判決文の中に「免除は、放棄された」と明記した文章は、ない。しかし、「第一審裁判所への彼の最初の付託」という文言から、「免除は、放棄された」と把握しておしつかえない<sup>(23)</sup>。

## 5 バックス有限責任会社対小麦国有事業 (Baccus S.R.L.v Servicio National Del Trigo) 事件

付託についての厳格な規則が、前記パキスタン事件と同様に適用された事件である<sup>(24)</sup>。

### (1) 事実

原告は、イタリアの会社である。これに対し、被告は、スペインでビジネスを営んだ。一九五二年九月一六日、両当事者は、ライ麦を被告から原告に売却する契約を結んだ。契約は、紛争については両当事者がロンドンにある専門的な裁判所の裁判権に付託するという条項を含んだ。

紛争が発生し、一九五四年九月九日、原告は、契約違反に対する損害賠償を請求する令状を発した。一〇月二〇日、ロンドン在住のソリシャーにより被告のために応訴がなされた。一一月一九日、請求の原因および趣旨の陳述が、言い渡された。一九五六年一月三〇日、被告の訴訟費用担保のための命令が、同意によつて作成された。しかしながら、四月一八日、被告のために呼出状が出されたが、それは、被告がスペイン国家の一部署であつて、その

大使を通じて同国が主権免除を請求するという根拠で、訴訟上のそれ以上の手続はすべて停止されるべきであり、令状も請求の原因および趣旨の陳述も取り消されるべきであるというものであった。

被告会社の長であった者がスペイン農相（Spanish Minister of Agriculture）の認識または権威なしに応訴し、訴訟費用の担保を要求する指示をソリシターに与えたいと、被告の長が同相に直接服従する」と、同相がスペイン国家の内閣または元首とは別に被告が外国の裁判所の裁判権に付託すべきか否かを決定する権威をもつ唯一の者であることは、被告のために提出された宣誓供述書から明らかである。同供述書は、続ける。すなわち、スペイン国家は、これらの手続およびその継続に同意せず、また、決して同意しなかった。そのような継続は、スペイン国家の主権免除侵害を構成するであろう。そして、これを、この名誉ある裁判所は、問題なく、許さないであろう。

これに対し、被告が別個の法的人格であるから、国家免除を受ける資格があり得ないこと、免除が貿易に従事する法的人格に拡大されないこと、たとえ被告がスペイン国家の一部であるから、免除を受ける資格があるとしてても、それは応訴し、訴訟費用の担保を要求したことによって裁判権に付託したことなどが、原告のために主張された。<sup>(25)</sup>

## (2) 判 決

控訴院裁判官シングルトン、ジョンキンズおよびパークー（Singleton, Jenkins and Parker L.J.J.）によって構成されるイングランド控訴院は、一九五六年一〇月三一日、上訴棄却の判決を与えた（シングルトン裁判官は反対）。  
 ①被告は、法人団体であり、別個の法的実在であるにもかかわらず、スペイン国家の一部局であって、それゆえ、主権免除を請求する資格がある。②放棄される権利の認識および外国主権者の権威をもつ者によつてなされ

ない限り、裁判権付託は、あり得ない。応訴し、訴訟費用の担保を要求することをソリシターに指示するさいの被告の行為は、自分の権利について不知のまま、および、自分の上位者の認識または権威なしになされたから、裁判権への付託を構成しなかつた。<sup>(26)</sup>

### (3) 意義

本件の第一ポイントは、被告が主権免除規則の利益を受ける資格のある国家の一部局であるか否かであり、第二ポイントは、無条件応訴または訴訟費用の担保を与える命令のための呼出状の発出および同意による同命令の作成が、免除放棄にひとしいか否かであった。シングルトン裁判官は、両ポイントで、他の二裁判官と意見を異にした。<sup>(27)</sup>

まず、第一ポイントについて、彼は、たとえ国家の一一部局であっても、主権免除が主権国家によって設立される法人または法的実在に拡大すべきであるという被告の請求が受け入れられることは明らかであり、原則の拡大に健全な理由を見出さないと述べた。次に、第二ポイントについては、こう主張した。被告のために応訴するソリシターは、応訴するよう指示され、無条件に応訴した。ソリシターは、訴訟費用担保のための命令を要求するよう指示され、それは、主権免除の弁論が設定される相当以前になされた。なぜ免除は放棄されたと把握されないのか、不可解である。<sup>(28)</sup> シングルトン裁判官の意見は少数意見にとどまつたにせよ、付託についての厳格な規則は、必ずしもイングランドの判決を強固に締めつけていたわけではない。

## 6 インダ連邦高等弁務官ら対「G」ハル (High Commissioner for India et al v Ghosh) 事件

本件において、被告は、反訴を提起するに至り、原告の免除を否定しようとした。

### (1) 事 実

原告、ヤナウル、インダ高等弁務官、インダ連邦 (Union of India) および西ベンガル政府 (Government of West Bengal) は、資金返済または契約違反に対する損害賠償のため、被告ヤナウル・R・ゴーリー医師を訴えた。資金は、一九五〇年、被告に対し高等弁務官によつてなされた二件の別個のローンから成るところだ。第一のローンは、弁務官自身によつてなされ、第二のローンは、インダ連邦に代わつて、第三のローンは、西ベンガル政府に代わつて、なされた。被告は、ローンに関する責任を争い、原告前者に対し、また、前二者の使用人または代理人 (agents) として在ロンドン・インダ人学生ホステルの主治医または同ホステルに関係があると申し立て二名のインダ人医師に対し、名誉毀損 (slander) の損害賠償の反訴を提起した (counterclaimed)。名誉毀損は、被告が好ましからざる医師であるとの趣旨で、被告の患者であったホステルの学生に向かつて一九五六六年および五七年に亘る医師によつてなされた発言から成るところだ。

原告前者は、高等弁務官が一九五二年外交免除 (Diplomatic Immunities (Commonwealth and Republic of Ireland) Act, 1952) のめどで訴訟およぶ法的手続からの免除やれること、および、インダ連邦が主権国家であることを根拠に、反訴を却下するよう申請した。補助裁判官 (Master) は反訴を却下し、彼の命令は、非公開手続の裁判官 (Judge in Chambers) への上訴のめどに支持された。被告は、い

ま、控訴院に上訴した。

被告は、原告前二者の代理人である二名の医師がローンを返済しなかつたとして被告の名譽を毀損したということにおいて、請求と反訴の間には明確な関係があると主張した。したがつて、彼は、原告は免除に訴える資格がないと争つた。原告前二者は、請求と反訴の間に関係はないと申し立てた。反訴の決定は、請求から生じるいかなる論点の裁決にも必要ではなかつた。反訴は、ローンについての請求に対する本来の弁論にとつても必要ではなかつた。<sup>(29)</sup>

## (2) 判決

ジェンキンズ、モ里斯およびオームロード裁判官 (Jenkins, Morris and Ormerod L. J.) によって構成されるイングランド控訴院は、一九五九年三月一七日、上訴棄却および名譽毀損の反訴却下の判決を下した。外国の主権者は、イングランドの裁判所に訴訟を提起することによつて、訴訟の主題とは無関係である反訴に対する自分の免除を放棄しない。

ジェンキンズ裁判官は、次のように述べた。

われわれが適用しなければならない法は、充分に確定している。インド高等弁務官が争う余地なくそうであるが、外交免除を受ける資格のある人、または、インド連邦が明らかにそうであるが、外国の主権国家は、名譽毀損に関する反訴のような訴訟にこの国の裁判所で訴えられない。外交免除に関する法および外国の主権国家に認められる免�除に言及することは、不必要である。被告の反訴の主題が第一審訴訟としてインド高等弁務官およびインド連邦に対して維持されることは、本件では、全く明らかである。しかし、高等弁務官およびインド連邦は、被告

に対する金銭債務訴訟の請求を確定するため、この国の裁判所に来て、その裁判権に付託することを選択した。彼らが一定範囲まで免除を放棄したと把握されなければならないことは、訴訟の経過によつて、疑いなく、真実である。そして、現在の目的からすれば、そのような放棄の範囲は、こうである。この国で訴訟を提起し、裁判権に付託することによつて、原告は、その請求を裁決させるためだけではなく、適切に弁論することを被告に可能にするためにも、裁判権に付託したと把握されなければならない。

ただ、被告が反訴に出ることは認められるとしても、請求主題の外側にあつて、それから独立している反訴を提起することは、認められない。したがつて、反訴が主張する救済に關して、それが請求とともに処理されるべきことを裁判の利益において必要とするように、充分に請求主題と結びつけられることが示されない限り、反訴は維持されないと意見を私はもつ。ゴッショ 医師は、自分の主張を支持するさいに、すべてを語つた。しかし、インド高等弁務官またはインド連邦の使用人による被告の名誉毀損に対する請求である反訴の主題がその主たる形式において貸金に対する請求に過ぎない請求主題にどのようにして重要な関係をもつかをみるに当たり、私は、当惑している。

本件は、インド高等弁務官およびインド連邦が裁判所に訴訟を提起することによつて付託したと把握されなければならない反訴であると、私には思えない。反訴は、明らかに、独立の訴訟によつて維持されない。そして、金銭債務訴訟の請求を裁くため、名誉毀損に対する請求を裁決することが必要であるという根拠で、現訴訟に反訴は提起され得ないということが、私の意見では、同様に、明らかである。私は、上訴を棄却する。<sup>(30)</sup>

### (3) 意義

いかなる付記も、該証券の発生からいかなる請求にも概不やむとしたわれぬ旨を記す。しかば、請求の回に該証券または事實から発生しなじ限り、いかなる反訴にも拡大やむことなきものなり。

- (2) E. J. Cohn "Waiver of Immunity" *The British Year Book of International Law* 1958 261; 松田幹夫「契約による国際法上の  
國家免除の翻訳」『明治洋学論叢法政編』大日本(洋誠)10年)80-81|17-18。

- (3) *British International Law Cases* 3 (1985) 171-172.

- (4) *Ibid* 176.

- (5) *Ibid*.

- (6) Cohn *op cit* 261.

- (7) J.-G. Castel *International Law chiefly as interpreted and applied in Canada* (1976) 646.

- (8) *Ibid* 716.

- (9) Cohn *op cit* 266; 松田・福岡・十四一七<sup>二</sup>。

- (10) *Annual Digest of Public International Law Cases* (本邦決集は、現地の *International Law Reports* の翻訳版) 2 (Years 1923-1924) 124, 125-126.

- (11) *Ibid* 126-127.

- (12) *Ibid* 125.

- (13) G. G. Fitzmaurice "State Immunity from Proceedings in Foreign Courts" *The British Year Book of International  
Law* 1933 105, 106.

- (14) Cohn *op cit* 270; 松田・福岡・十四一七<sup>二</sup>。

- (15) *ILR* 18 (Year 1951) 210, 211, 212.

- (16) *Ibid* 212.

- (17) *Ibid* 215.

- (18) *Ibid* 218.

- (19) H. Fox *The Law of State Immunity* (2002) 145.
- (20) J.-G. Castel *op cit* 646–647; 駿田・福澤・八一「国々主義」。
- (21) *ILR* 19 (Year 1952) 182–183, 184, 185, 186.
- (22) *Ibid* 187, 188, 190.
- (23) W. W. Bishop, Jr. “Judicial Decisions” *The American Journal of International Law* 47 (1953) 154.
- (24) Fox *op cit* 145; 駿田幹長「國際法上之國家保護主義」『東洋法學』日本法（洋銀・國井）「一派主義」。
- (25) *ILR* 23 (1989) 160, 161.
- (26) *Ibid* 161.
- (27) H. G. Darwin “Decisions of British Courts during 1956–7” *The British Year Book of International Law* 1957 323;  
ハーバードの国際法研究会編『国際法の歴史』（岩波書店）に、Fox *op cit* 145 n 2.
- (28) *ILR* 23 (1989) 171–172.
- (29) *ILR* 28 (1963) 150–151.
- (30) *Ibid* 151, 152, 153.
- (31) J. O'Brien *International Law* (2001) 275 n 86.

## III オ フ ガ リ ピ

## 1 種族の批評

一九七八年国家免除法の成立前、イングランドの裁判所は、放棄というより、説得力があつて明瞭な証拠を要求した。たゞれば、ジニアホール事件判決が示すように、国家元首がイングランドや居住し、イングランドの生活に参加

するだけでは、充分ではなかつた。ケランタン事件判決が示すように、仲裁裁判への付託も、不充分であつた。パキスタン事件判決が示すように、契約上的一条項も、実効的ではなかつた。ゴッショ事件判決が示すように、国家が訴訟を提起した場合ですら、それは、無関係の反訴について、免除の訴えを起こすことが、できた<sup>(32)</sup>。

つまり、「コモン・ロー上」、免除放棄の同意は、付託によってなされたに過ぎない。付託は、明示的で、裁判所の面前においてなされることを要求された。したがつて、付託の選択は、なんらか事前のときではなく、裁判所が裁判権を行使することを要求されるときになされたというほかない<sup>(33)</sup>。

## 2 一九七八年国家免除法

一九八一年、スチャリットクル（タイ）が「判例（Jurisprudence）は、免除を放棄する約束に関して、国家実行上、固まつていらない」と述べたのは、放棄を認める判決の少なさを念頭においたからであろう。このあと、スチャリットクルは、次のように続けた。

仲裁裁判条項における事前の同意、または、裁判権に付託する契約上の合意について、実効的放棄であると考えない厳格な要件が、知られて來た。しかしながら、他国の裁判所の裁判権に付託するとする国家による明示的約束を裁判権免除の有効で実施される放棄とみなす明確な傾向が、國家の立法的実行において出現しつつあるようと思われる。

スチャリットクルが「國家の立法的実行」の例として、アメリカ一九七六年外国主權免除法とともにあげたのが、

イギリス一九七八年国家免除法である<sup>(33)</sup>。たしかに、国家免除法「一条(1)項は、「国家は、連合王国裁判所の裁判権に付託した手続に関しては、免除されない」<sup>(35)</sup>と規定する。そこで、マン(イギリス)は、国家免除法は一条によって確立された免除原則に例外を設置する一〇の規定を含むとして、例外の第一において、この二条を分解的に紹介した。すなわち、「連合王国裁判所の裁判権に付託した」国家は、免除を受ける資格がなく、付託は次の四とおりの方法で生じるとした。

①事前の書面合意(二条(2)項)であるが、これは、連合王国法では、重要な変化(important change)である。

②付託は「手続の原因となる紛争が発生したのか」(二条(2)項)に起るであらう。

③国家が「手続に参加し、または、手続でなんらかの措置をとった」場合、それは「付託したものとみなされる」(二条(3)項(b))。

④国家が「手続を開始した」場合(二条(3)項(a))は、明白である<sup>(36)</sup>。

右のうち、①について、マンは、「重要な変化」であるとみた。これに対し、ショー(イギリス)は、パキスタン事件判決を「くつがえす(Overruling)」とした。同判決は、契約書という「事前の書面合意」さえ裁判権に付託したものと認定しなかった。ショー同様、フォックス(イギリス)も、①について、「モン・ロー規則を逆転させる(reverses)。その結果、事前の契約または仲裁裁判に与えられる付託同意は、いまや、付託を構成し得る」と述べた。いわゆるせよ、国家免除法は、右のような明文の規定をおこなうにない、「広範囲で有益な変化」をもたらしたわけである<sup>(39)</sup>。

(32) J. O'brien *International Law* (2001) 283 nn 145-149.

- (33) H. Fox *The Law of State Immunity* (2002) 144.
- (34) *Yearbook of the International Law Commission 1981* II pt 1 149-150 n 142.
- (35) *Halsbury's Statutes of England and Wales* 4th edn 10 (1985) 643.
- (36) F. A. Mann *Further Studies in International Law* (1990) 309, 310, 311.
- (37) M. N. Shaw *International Law* (1997) 516 n 159.
- (38) Fox *op cit* 147.
- (39) L. Collins et al (ed) *Dicey and Morris on The Conflicts of Laws* 1 12th edn (1993) 250.